

○個人情報保護委員会  
経済産業省 告示第二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第九条の規定に基づき、平成二十九年経済産業省告示第六十二号（経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>目次 前文 I. ～V. [略] VI. 域外適用（法第171条関連） VII. ～IX. [略]</p> <p>VI. 域外適用（法第171条関連） [略]</p> <p>IX. 個人遺伝情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項 個人遺伝情報取扱事業者は、それぞれの行う事業の内容に応じ、次に掲げるガイドライン等の遵守に努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [略]</li> <li>・ 「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」（令和4年3月、日本医学会）</li> <li>・ [略]</li> <li>・ 「遺伝学的検査受託に関する倫理指針」（令和4年9月、一般社団法人日本衛生検査所協会遺伝子関連検査受託倫理審査委員会）</li> <li>・ 「個人遺伝情報を取扱う企業が遵守すべき自主基準」（令和5年1月、一般社団法人遺伝情報取扱協会）</li> </ul>	<p>目次 前文 I. ～V. [略] VI. 域外適用（法第166条関連） VII. ～IX. [略]</p> <p>VI. 域外適用（法第166条関連） [略]</p> <p>IX. 個人遺伝情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項 個人遺伝情報取扱事業者は、それぞれの行う事業の内容に応じ、次に掲げるガイドライン等の遵守に努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [略]</li> <li>・ 「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」（平成23年2月、日本医学会）</li> <li>・ [略]</li> <li>・ 「遺伝学的検査受託に関する倫理指針」（平成13年4月、一般社団法人日本衛生検査所協会遺伝子関連検査受託倫理審査委員会）</li> <li>・ 「個人遺伝情報を取扱う企業が遵守すべき自主基準」（令和元年12月、一般社団法人遺伝情報取扱協会）</li> </ul>
<p>備考 表中の [ ] の記載は任意である。</p>	

附 則  
1の追加は、令和五年四月一日から施行する。